

発議案第 25 号

教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を求める
意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1
項の規定により提出します。

令和 5 年 9 月 15 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	堀 口 明 子
	同	三 田 登
	同	若 松 博

提案理由

国に対し、教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を
求める意見書

教員の長時間労働は深刻である。本年4月に政府が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務を含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭が11時間23分、同中学校教諭が11時間33分となっている。過酷な働き方が原因で、学級担任も見つからないといった「教員不足」が広がり、「今手を打たないと学校が崩壊する」との声が上がっている。

この教員不足には、1971年に、政府が公立学校の教員に残業代を支給せず、その代わりとして給料月額の4%を支給することなどを規定する教員給与特別措置法（給特法）を、当時の全ての野党の反対を押し切って成立させたという背景がある。残業代がなければ残業時間を計ることもなく、行政機関が教員の労働時間に無頓着になることは明らかであり、残業代を不支給とする給特法が長時間労働の温床となっている。また、一昨年のさいたま地方裁判所の判決でも「給特法は、もはや教育現場の実情に適合していないのではないか」と疑問を投げ掛けている。

教員の長時間労働の解決は待ったなしである。解決に不可欠な教員の定数増と併せ、長時間労働の温床である「定額働かせ放題」と言われる状況を改善するため、残業代を支給することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
文部科学大臣様